

日時 令和5年11月27日(月)
午後3時から4時45分まで
場所 松本市勤労者福祉センター 3-1会議室

第5回松本市動物愛護管理推進懇談会

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

(1) 動物愛護管理に関する基本方針の策定

4 懇 談

(1) 犬や猫の正しい飼い方の普及啓発

ア 普及啓発の現状

イ 犬の正しい飼い方 ～ 犬の飼い方をめぐる様々な課題 ～

ウ 猫の正しい飼い方 ～ 猫の飼い方をめぐる様々な課題 ～

5 事務連絡

6 閉 会

第5回松本市動物愛護管理推進懇談会 出席者名簿

【委員】

(50音順)

		所 属	氏 名
1	委員長	成城大学 法学部 教授	うちこし あやこ 打越 綾子
2	委員	未来ビジネスカレッジ講師 長野県家庭犬インストラクター トリマー	きたむら りえこ 北村 理恵子
3	委員	一般社団法人ゆめまる HAPPY隊 代表	くにもと かずや 国本 和哉
4	委員	国立大学法人信州大学 農学部 准教授	たけだ けんいち 竹田 謙一
5	委員	一般社団法人長野県獣医師会 松筑支部 支部長	とうじょう ひろゆき 東 條 博之
6	委員	一般社団法人もふもふ堂 代表理事	とどりき しげよし 等々力 茂義
7	委員	学校法人未来学舎 専門学校未来ビジネスカレッジ ペットビジネス学部 学部長	ふくざわ みゆき 福澤 美雪
8	委員	長野県動物愛護会 松塩筑支部 支部長	ふるはた ひろお 降 籬 弘雄

【オブザーバー】

	所 属	役職・職名	氏 名
1	長野県 健康福祉部 食品・生活衛生課	乳肉・動物衛生係長	おいかわ えつこ 及川 悦子

【事務局】

	所 属	役職・職名	氏 名
1	松本市保健所	所長	つかだ しょうた 塚田 昌大
2	松本市保健所 食品・生活衛生課	課長	おおわ しんいち 大和 真一
3	松本市保健所 食品・生活衛生課	乳肉・動物衛生担当係長	はんだ やえ 半田 八重
4	松本市保健所 食品・生活衛生課	主査	よしいけ ゆうじ 吉池 祐司
5	松本市保健所 食品・生活衛生課	技師	きとう みゆき 佐藤 美由紀

第5回

松本市動物愛護管理推進懇談会

資 料

令和5年11月27日（月）
松本市保健所 食品・生活衛生課

(報告)

1 動物愛護管理に関する基本方針の策定

(懇談)

1 犬や猫の正しい飼い方の普及啓発

- (1) 普及啓発の現状
- (2) 犬の正しい飼い方 ～犬の飼い方をめぐる様々な課題～
- (3) 猫の正しい飼い方 ～猫の飼い方をめぐる様々な課題～

事務連絡

(報告)

1 動物愛護管理に関する基本方針の策定

1-1 基本方針策定の経過

月日	内 容
5月25日	第4回懇談会で、基本方針（案）の確認
6月	「動物愛護管理の基本方針に関する検討結果報告書」の 取りまとめ
7月20日	打越委員長が臥雲市長に検討結果を報告
8月28日	庁議（市役所の庁内会議）で、基本方針（案）について 協議し、了承
9月14日	市議会厚生委員協議会で、基本方針（案）について協議 し、了承
9月14日	基本方針の策定、ホームページ及びSNSで公表

(懇談)

1 犬や猫の正しい飼い方の普及啓発

1-1 普及啓発の現状

(1) 市民や飼い主への情報発信（市民への一方通行の発信）

① ホームページ

犬や猫の正しい飼い方について、市のホームページで情報を発信

	ホームページのコンテンツ名	視聴回数 (R5上半期)
1	ペットの火葬について	2,210
2	犬の登録・狂犬病予防注射等について	1,493
3	令和5年度狂犬病予防注射の集合注射を実施します	1,256
4	ペットの飼育はルールとマナーを守って	335
5	犬の咬傷事故について	124
6	犬と猫のマイクロチップ装着について	91
7	動物由来感染症について	57
(以下は参考)		
	新しい飼い主を探している犬・猫の情報	37,821
	保護されている動物（犬・猫等）の情報	6,203
	ペットの災害対策	1,445

1-2 普及啓発の現状

② 啓発チラシ、啓発看板

地域住民の皆さんに向けて、啓発チラシや啓発看板を配布

<犬の散歩のマナー・ルール啓発チラシ>


**マナーとルールをまもって
たのしくお散歩**

🐾 犬の放し飼いは禁止です！

- ◇犬は必ずつないで飼いましょう。散歩中も放してはいけません。
- ◇犬に噛まれる事故やフンの放置など放し飼いによる苦情も後をたちません。
- ※放し飼い（引き綱のない散歩）は「動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。

🐾 犬のフンは必ず持ち帰りましょう

- ◇フンの放置は周囲のみなさんに大変迷惑です。持ち帰り、可燃ゴミとして処理しましょう。
- ◇あぜ道や、田畑など他人の土地に埋めたり、川に投げ捨ててもいけません。
- ※フンの放置は「松本市ポイ捨て防止及び環境美化に関する条例」で禁止されています。

 **犬は登録し、年1回の狂犬病予防注射を受けましょう！**

松本市保健所
食品・生活衛生課
Tel: 40-0706

<犬の散歩のルール啓発看板>

**フンは持ち帰り可燃ゴミへ!
必ずつないで放さない!!**

みんなで守ろう!
散歩のルール


松本市

1-3 普及啓発の現状

<猫の関わり方啓発チラシ（オモテ）>

町会の皆さまへ

外にいる猫を増やさないために

松本市保健所 食品・生活衛生課 

周辺地域で、外にいる猫の糞尿等でお困りの方からの相談が増えています。外にいる猫の面倒を見ている方や、飼い猫を外に出している方は下記にご配慮ください。

外にいる猫に餌をあげている方へ ～餌をあげたら飼い主と思って～

外にいる猫に餌をあげることは違法ではありませんが、猫が集まりご近所の迷惑になったり、不妊手術をしていない場合は子猫が生まれてしまいます。餌をあげる場合は次のことを守り、猫がご近所に迷惑をかけないようにし、周囲の方に理解していただけるようにしましょう。

- 「飼い主」としての自覚を持ちましょう。
- 不妊・去勢手術をして、猫の数を増やさないようにしましょう。
- 餌は出しっぱなしにせず、決めた時間以外は片づけましょう。
- 猫のトイレを外に設置し、糞尿の始末をしましょう。

不妊・去勢手術のすすめ ～不幸な生命を増やさない～

- 猫はとても増えやすい動物です。年に2,3回出産し、1回に4,5匹の子猫を産みます。不妊手術をすることで、確実に繁殖を防ぐことができます。
- 生殖器関連の病気予防や、発情期の鳴き声・けんか等の抑制も期待できます。

屋内飼育のすすめ ～猫の健康・安全のために～

- 猫の飼い主は、屋内飼育に努めましょう。事故防止、病気予防にもなります。
- 飼い猫には首輪等の身元表示をし、迷子になったときに備えましょう。

地域猫管理活動について

- 地域で協力して野良猫の不妊手術を行い、餌やトイレ等の管理をしながら、野良猫の自然な減少を図る「地域猫管理活動」という活動があります。
- 松本市では、「地域猫管理活動」に対し支援を行っています。詳しくは下記までお問合せください。

※猫が庭などに来て困る方は、裏面の対策方法をご覧ください。

松本市保健所 食品・生活衛生課 TEL:0263-40-0706

<猫の関わり方啓発チラシ（ウラ）>

猫が庭などに入らないようにする方法

猫がよく来る場所は、猫にとって快適な場所ということです。猫の嫌いなにおいや邪魔なものを置いたり、追い払うなどの方法を試してみてください。

<注意>
効果には個体差があり、猫との根競べになります。色々な方法で、何度も繰り返しやってみてください。

酢	希釈して、スポンジや布に染み込ませて置く
木酢液・竹酢液	ホームセンター等で購入可 散布するか空き缶等に入れて通路に置く
塩素系漂白剤 (ブリーチやハイターなど)	希釈して、スポンジや布に染み込ませて置く
ハッカ油など	薄めてスポンジや布に染み込ませて置く
コーヒーかす	糞尿される場所にコーヒーかすを散布するか、風上に吊るす
かんきつ類の皮 (ミカンなど)	かんきつ類の皮を、目の細かい袋に入れて風上に吊るす
生ニンニク、トウガラシ	細かく切って、目の細かい網の袋に入れて風上に吊るす
臭いの強いハーブ類を植える	ゼラニウム、レモングラス、ローズマリー、ペパーミント、ルーなど
市販の忌避剤	ペットショップやスーパー等で購入可
砂利や軽石、尖った石	敷き詰めて歩きにくくする
水をまく	ホースで水をたっぷりまいて、土を十分に湿らせる (猫は濡れることを嫌う)
とげ状シート	通路や、猫が飛び上がる場所の足元に置く
園芸用の灰	園芸用の灰をまいておく(足の裏が汚れるのを嫌う)
水鉄砲など	できるだけ人の姿を見せないように水をかける (猫は濡れることを嫌う)
センサー感知ブザー	センサー感知のブザーにより猫が通るとブザーが鳴るもの
センサー感知超音波	猫が通ると、猫の嫌う超音波を発生させるもの

1-4 普及啓発の現状

<情報発信の今後の取組み>

① ホームページ

情報発信の核となる市のホームページの充実に向けて、「探しやすい」、「分かりやすい」、「ためになる」、新たなコンテンツを準備中

② 啓発チラシ、啓発看板

飼い主に訴求力のある内容にするため、チラシや看板の見直し及び工夫を検討中

③ 動画配信、SNS

動物の正しい飼い方や動物由来感染症の周知に向けた動画の作成及び配信を検討中

今年度から、定期的なSNSを活用した情報発信を開始



これまでの懇談会でいただいた提案の具体化に向けて取組みを開始！

1-5 普及啓発の現状

(2) 苦情・相談への対応（市民との相互のやりとり）

① 住民からの苦情（糞尿処理や徘徊・放し飼い等 年200件程度）

- ・ 現地を訪問し、苦情者及び近隣住民に聞き取り調査
 - 苦情者には、動物の忌避対策、啓発チラシの配布等を助言
 - 飼い主が特定できた場合は、飼い主から状況を聞き取った上で、飼い方を助言・指導

② 飼い主や住民からの相談（行方不明、譲り渡し希望等 年300件程度）

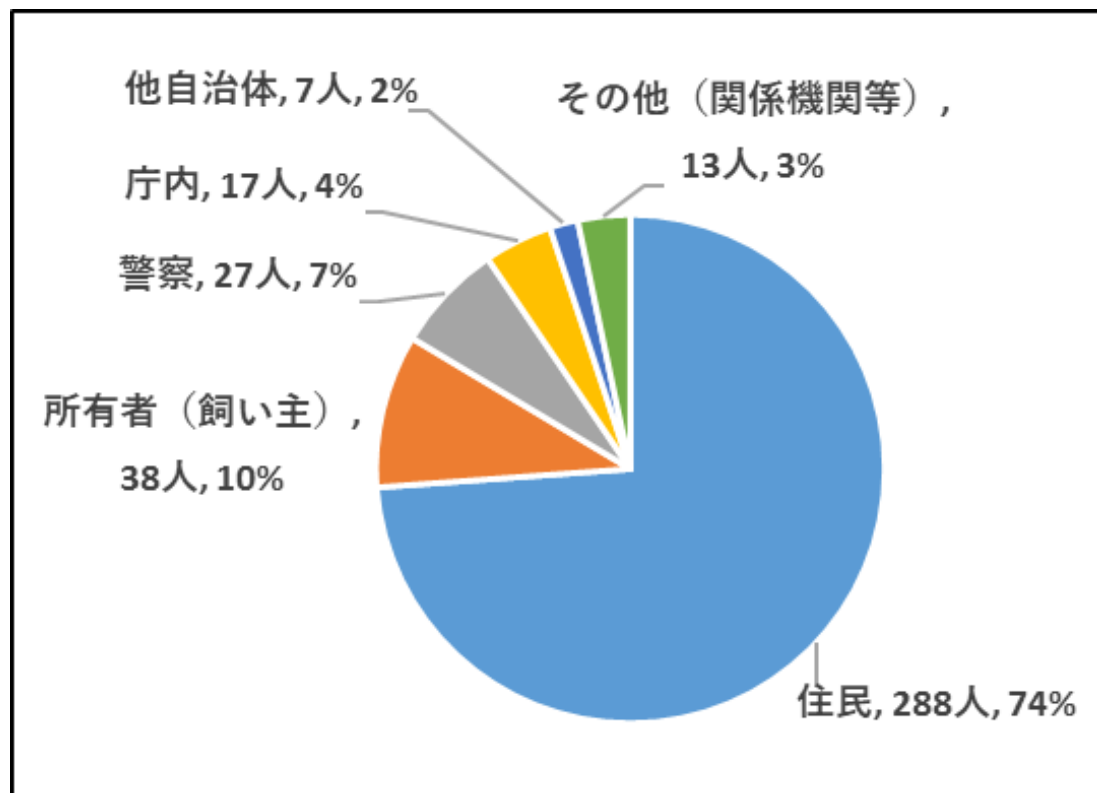
- ・ ペットが行方不明になった相談者
 - 警察への連絡、市ホームページへの迷子動物の掲載等を助言
- ・ ペットを飼えなくなった相談者
 - 飼い主責任として、まずは、ご自身で新たな飼い主を見つけてもらうよう説明

1-6 普及啓発の現状

③ 苦情・相談者数（令和4年度） ※通報の届出を含む。

<届出者別>

届出者	届出者数 (人)
住民	288
所有者（飼い主）	38
警察	27
庁内	17
他自治体	7
その他（関係機関等）	13
計	390

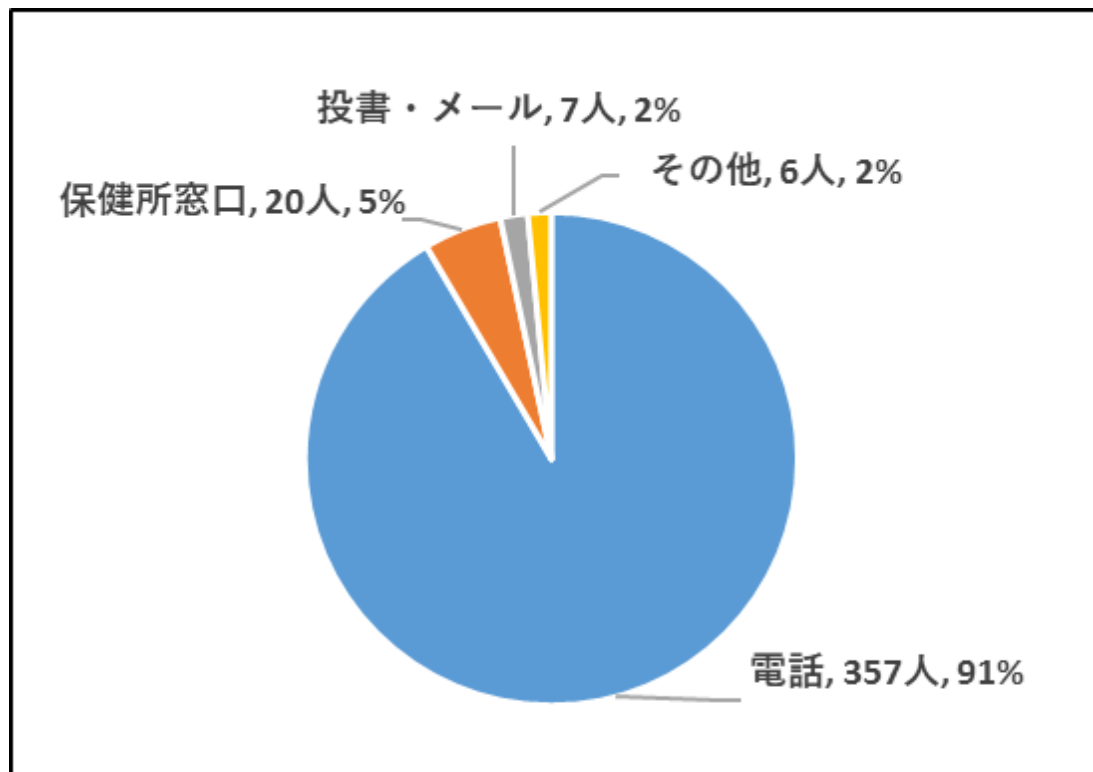


※庁内：地域づくりセンター、高齢福祉課、生活福祉課、公園緑地課 等
※その他の関係機関：社協、地域包括支援センター、ボランティア団体 等

1-7 普及啓発の現状

<届出方法>

届出方法	届出者数 (人)
電話	357
保健所窓口	20
投書・メール	7
その他	6
計	390



1-8 普及啓発の現状

< 苦情・相談対応の課題 >

「情報発信」による周知が不十分



苦情・相談対応において、飼い主への説明や指導の際に、正しい飼い方や動物の習性など、動物に対する認識が不足していることを実感



説明や指導（場合によっては説得）に相当の時間を要するため、負担が大きく、解決につながらない事案も多い。



動物に関する「知識の補充」、「誤った認識の転換」に向けて、対応の方法に工夫が必要

飼い主さんへの対応方法について、様々な視点からご意見をいただきたい。（別添の資料へ）

1 議事録の確認のお願い

- ・後日、本日の議事録を松本市ホームページに掲載します。
- ・委員の皆様、議事録（案）を郵送またはメールでお送りしますので、ご確認をお願いします。

2 来年度の懇談会について

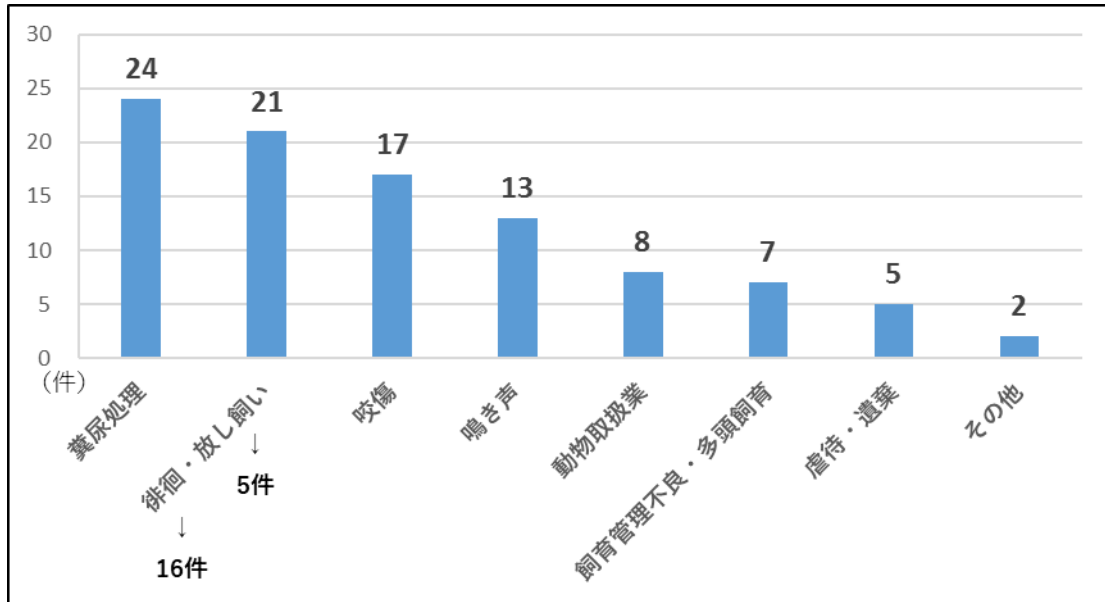
- ・来年度の委員委嘱について、年度末を目途に、委員の皆様にご確認させていただきます。次回の第6回懇談会は、5月に開催予定です。

3 「人と地域に向き合う動物愛護管理の講演会」のご案内

- ・日時：令和6年1月29日（月曜日） ※午後を予定
- ・会場：松本市勤労者福祉センター
- ・演題：「(仮) 地域にいる猫とのつきあい方
～外猫との関わり方と地域猫活動～」
- ・講師：しんけん動物病院 院長 松木 信賢 医師
- ・申込方法等の詳細は、後日メールでご案内します。

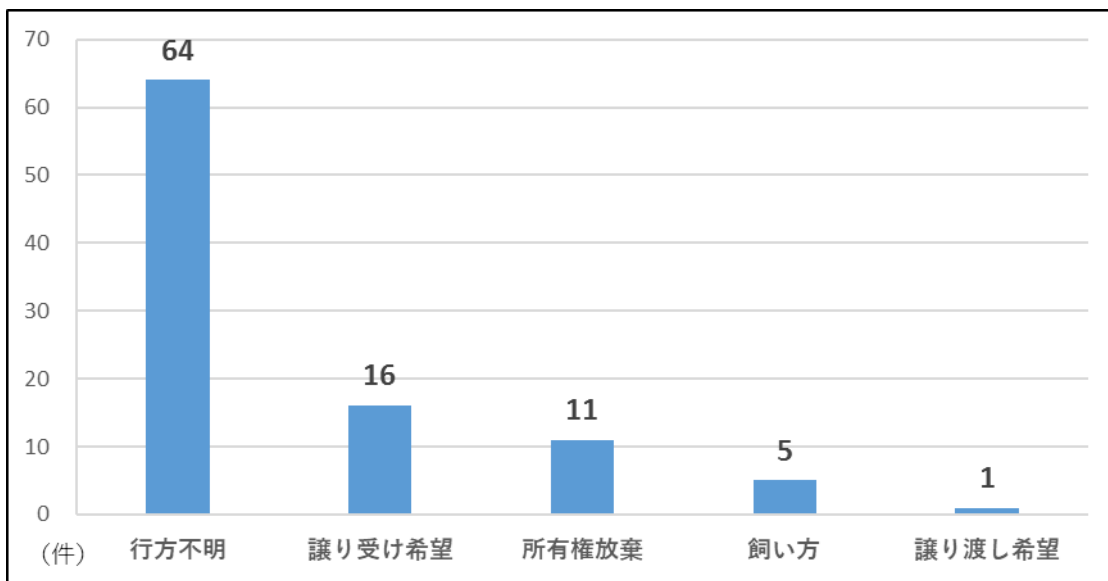
1 犬の正しい飼い方 ～ 犬の飼い方をめぐる様々な課題 ～

(1) 苦情の件数（令和4年度：97件）



- ・「糞尿処理」 … 犬の散歩での糞の後始末に関する苦情が多い。
- ・「放し飼い」、「咬傷」 … 犬の散歩での不十分な管理による苦情が多い。
→ 咬傷事故につながっている。

(2) 相談の件数（令和4年度：97件）



- ・「行方不明」 … 家での不十分な管理による逸走が原因であることが多い。
→ 「徘徊」の苦情につながっている。

(3) 苦情の事例と対応

① 犬の散歩における糞尿の後始末

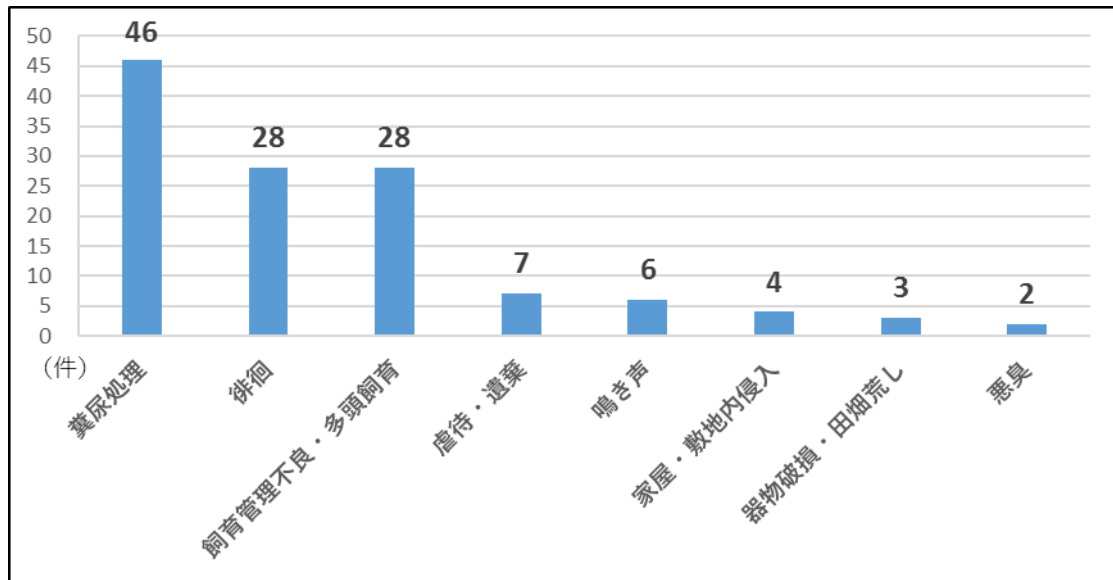
苦情者	地域住民
苦情の内容	近所の犬の飼い主が、犬の散歩のときに糞の片付けや放尿した後の掃除をしないから、毎日のように自宅の敷地に糞が落ちているし、尿で汚れて困っている。 飼い主はおおよその特定は付く。 犬の飼い主に、保健所で厳しく指導をするように。
保健所の対応	1 現地確認と聞き取り調査 ・職員2人で苦情者宅を訪問し、苦情者から事情を聞き取り、現場を確認 ・近隣住民に同様の被害がないか聞き取り調査を実施 2 苦情者への助言 ・「犬の糞尿対策の啓発看板」の設置について、町会を通じた申込みを案内 ・「犬の糞尿対策のチラシ」の回覧板での回覧を案内 3 飼い主への指導 ・飼い主が特定できれば、飼い主宅を訪問し、糞尿の後始末の指導を実施
対応に苦慮する点	1 現地確認 ・職員が、犬の散歩の時間を狙って現地に訪問しても、糞尿放置の現場を目撃することは難しい。 2 苦情者への対応 ・苦情者は、放尿の掃除も指導するよう求めるので、飼い主に具体的にどこまでの指導が必要か迷う。 3 飼い主への対応 ・飼い主に話を伺っても、自分はきちんと処理していると言い張り納得しないため、解決につながらないことも多い。

② 犬の散歩における管理

苦情者	公園の利用者
苦情の内容	<p>毎日夕方、公園で犬の散歩をしている人が、リードを付けずに放し飼いにして遊ばせている。先日は、犬が近づいてきて噛まれそうになり怖い思いをした。</p> <p>飼い主はどこの人か分からない。</p> <p>犬の飼い主に放し飼いを止めさせるよう、保健所で指導するように。</p>
保健所の対応	<p>1 現地確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週2回、苦情者が目撃した時間帯に職員2人が公園に行き、見回りを実施 ・状況に応じて、公園の管理者と一緒に見回り。 <p>2 飼い主への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主が特定でき、放し飼いの現場を確認できれば、咬傷事故につながる危険性も含めて指導を実施
対応に苦慮する点	<p>1 現地確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週に何回も現地を見回っても、飼い主の特定や放し飼いの現場確認は難しい。 <p>2 飼い主への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主が特定でき、指導ができて、飼い犬をリードでコントロールできていなかったり、咬傷事故につながる認識を持っていないことが多い。

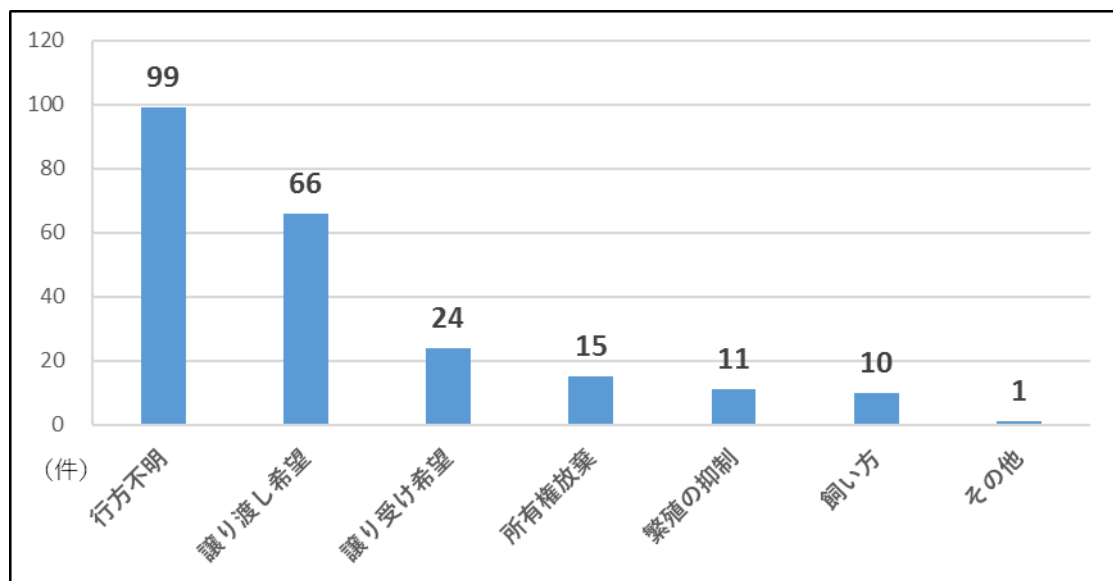
2 猫の正しい飼い方 ～ 猫の飼い方をめぐる様々な課題 ～

(1) 苦情の件数（令和4年度：124件）



- ・「徘徊」の苦情が、「糞尿処理」、「鳴き声」、「家屋・敷地侵入」、「器物破損・田畑荒し」、「悪臭」につながる複合的な問題になっている。
※飼い猫かどうかの判別はほとんどできない。

(2) 相談の件数（令和4年度：226件）



- ・「行方不明」… 家での不十分な管理による逸走が原因であることが多い。

(3) 苦情の事例と対応

① 猫の徘徊と糞尿の問題

苦情の届出	地域住民
苦情の内容	猫が自宅の敷地に入ってきてうろつき、糞をしてくるので困っている。 近所の子の猫だと思われる。首輪はしていない。 猫をしっかり管理するよう、保健所で指導するように。
保健所の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地確認と聞き取り調査 <ul style="list-style-type: none"> ・職員2人で苦情者宅を訪問し、苦情者から事情を聞き取り、現場を確認 ・近隣住民に同様の被害がないか聞き取り調査を実施 2 苦情者への助言 <ul style="list-style-type: none"> ・猫の忌避対策を案内 3 対象の子の訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・対象の子を訪問し、家主から状況を聞き取り。 <p><飼子猫の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家主に「飼子猫」であることを確認できれば、飼子方を説明し、屋内飼養と所有者明示を推奨 <p><飼子猫でない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家主に「飼子猫でない」ことを確認するが、えさやりの実態があれば、トイレを設置するなど、管理を徹底するよう指導 ・状況に応じて、地域猫活動を案内
対応に苦慮する点	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地確認と聞き取り調査 <ul style="list-style-type: none"> ・飼子猫か飼子主のいない猫（野良猫）の判別はできない。 ・飼子主のいない猫にえさを与えている住民は、複数いる可能性があり、全容の把握は難しい。 2 対象の子の訪問 <p><飼子猫でない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家主に説明しても、「猫がかわいそう」の一点張りで、えさやりを止めようとしめない。 ・猫が繁殖してしまっていて、家主だけでは対応できない状況に陥っていることがある。

≪地域猫活動の状況（R5.10月末時点）≫

経緯：令和5年度に、地域猫の不妊去勢手術費の補助金制度を改正し、
地域猫活動団体を登録制とし、予算額を2,420千円に増額

地域猫活動団体	18団体
地域猫登録頭数	302頭
不妊去勢手術の実施頭数	メス：83頭 オス：72頭 計155頭 (前年比 98.1%)
補助金の申請頭数	メス：119頭 オス：79頭 計198頭
補助金の交付申請額	2,109千円/2,420千円 (申請率 87.1%)